

PZ 19370129
2004年10月01日

616-8125
京都市右京区太秦組石町
10-1

プレマ (株) 様

¥200,000※

上記の金額をユニセフ募金として
領収致しました。

9901 0161735

財団法人 日本ユニセフ協会
(ユニセフ日本委員会)
〒108-8607 東京都港区高輪4-6-10
ユニセフハウス



本協会に対する寄付金は、所得税、法人税、および相続税の控除対象となります。

(財) 日本ユニセフ協会への寄付金は、特定公益増進法人への寄付として所得税法施行令、法人税法施行令および租税特別措置法施行令において税制上の優遇措置があります。控除額については、最寄りの税務署にお問合せください。

<その他のお問合せ先>

ユニセフ活動に関するご意見、ご質問等ございましたら下記までお気軽にお問合せください。また、ご住所は、支援者の方々とユニセフを結ぶ大切なきずなです。転居・町名変更等によりご住所を変更された場合は、お手数ですが下記までお知らせください。

(財) 日本ユニセフ協会

ハハトコニ



フリーダイヤル : 0120-881052 FAX : 03-5789-2037

ホームページ <http://www.unicef.or.jp>

払込金受入票

郵便振替払込金受領証

口座番号	001905	31000
加入者名	財団法人 日本ユニセフ協会	
金額	千:百:十:万:千:百:十:円	
振込先	銀行	支店
払込人住所氏名	616-8125 京都市右京区太秦組石町 10-1 プレマ (株) 様	
料金	受付局	日附印
特殊取扱		

口座番号	001905	31000
加入者名	財団法人 日本ユニセフ協会	
金額	千:百:十:万:千:百:十:円	
振込先	銀行	支店
払込人住所氏名	616-8125 京都市右京区太秦組石町 10-1 プレマ (株) 様	
料金	円	受付局
特殊取扱		日附印

この受領証は、大切に保存してください。切り取らないで郵便局にお出しください。

各票の記載事項に間違いのないことをお確かめください。

所得税法施行令第217条第1項第3号及び
法人税法施行令第77条第1項第3号に掲げる
特定公益増進法人であることの証明書

法人の主たる事務所の所在地 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

法人の名称 財団法人 日本ユニセフ協会

代表者の氏名 会長 澄田 智

法人の目的 この法人は、国際連合児童基金（ユニセフ）の趣旨に則り、児童の福祉増進に寄与するために、ユニセフに関する知識の普及及びユニセフ本部との連絡、事業への協力等を行う。

所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条第1項第3号の認定の年月日 平成14年10月24日

上記の法人は、所得税法施行令第217条第1項第3号（ヨ）及び法人税法施行令第77条第1項第3号（ヨ）に掲げる法人であることを証明する。

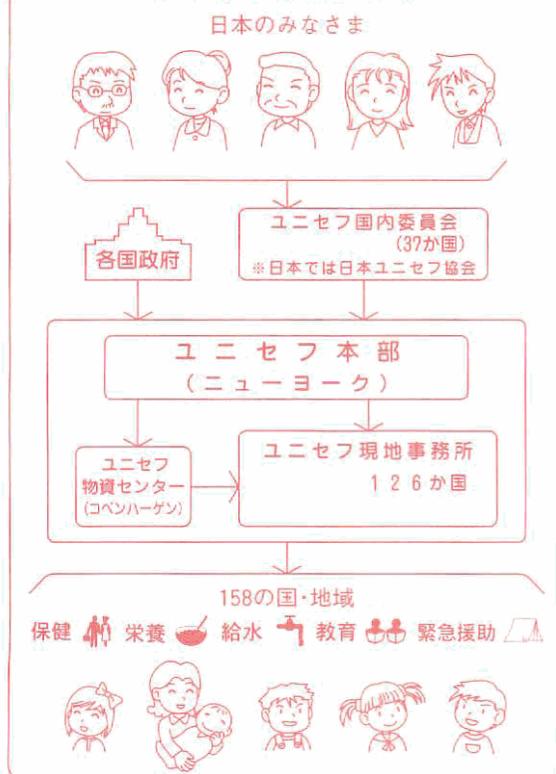
平成14年10月24日

外務省



※ 上記は、(財)日本ユニセフ協会への寄付が、所得税・法人税の優遇を受けることを示す証明書です。認定の日付から2年間有効です。

ユニセフ募金の流れ



振込先銀行 (普通預金)

- 三井住友銀行東京公務部 No. 12500
- みずほ銀行六本木支店 No. 1153324
- りそな銀行東京公務部 No. 102417
- 東京三菱銀行六本木支店 No. 4118204
- UFJ銀行東京公務部 No. 30026
- 西日本銀行東京支店 No. 26323
- 地方銀行取りまとめ店
- 静岡銀行東京支店 No. 068182
- 第二地方銀行取りまとめ店
- 東日本銀行本店事務センター No. 264200

(都市銀行は同一銀行間の送金手数料免除)
送金する方は「口座番号」を記入する必要は有りません。